

令和2年10月27日

保護者の皆様

大野城市立大野中学校  
校長 松下 義彦

## 冬服への移行及び防寒着の着用について（お知らせ）

向寒の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。  
さて、朝夕の冷え込みが一段と強く感じられるようになりましたので、冬服及び  
防寒着着用期間を下記のように設定いたします。

### 記

#### 1 期間

- ・令和2年11月1日（日）から冬服完全実施とする。
- ・令和2年11月1日（日）～令和3年3月31日（水）の間、  
防寒着の着用を認める。

#### 2 服装について

##### （1）冬服

**男子** 標準学生服，標準マーク付きストレートズボン

**女子** 濃紺セーラー服，濃紺ジャンパースカート及び紺色ネクタイ

##### （2）防寒着

**男子**

- ウインドブレーカー上下
- Pコート
- 学生服の下に着るベスト・セーター・トレーナー  
学生服の下に着るベスト・セーター・トレーナーについては、黒・紺の  
色であれば、学校指定の物でなくても許可しています。ただし、カッター  
シャツを着て、その上に着ることとしています。

**女子**

- ウインドブレーカー上下
- カーディガン
- Pコート
- セーラーの下に着る ベスト・セーター  
女子のカーディガンについては、黒・紺であれば自分が持っている物で  
も、学校で確認をし、学校名・ネームを入れてもらえば着用を許可してい  
ます。（ネームを入れる業者は学校で紹介します。）

**その他**

- 手袋
  - マフラー
  - ネックウォーマー
- } 色の指定はありませんが、華美にならないこと。

※ ウインドブレーカーについては、学校指定の物のみに限る。

ただし、兄姉、本校卒業生から譲られたものも許可しています。

※ 防寒着はすべて、生徒昇降口での脱着となります。ただし、男子の学生服  
の下に着るものと女子のカーディガンは校舎内での着用を許可しています。

※ マフラーは首にかけるものをさします。ショール等を肩にかけるなどして  
登校することはできません。